

# 福島県

## 新型コロナウイルス感染症

# 非常事態宣言

### (令和3年8月8日～31日)

## 福島県まん延防止等重点措置等

県内の急激な感染拡大により、病床使用率の上昇等、医療提供体制のひっ迫が深刻となっています。これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

	まん延防止等重点措置	重点措置以外の区域における対応(県の独自対策)
区 域	いわき市【重点区域】	その他の地域
期 間	令和3年8月8日(日) ～8月31日(火)	令和3年8月8日(日) ～8月31日(火)
適 用	特措法第31条の6 第1, 2項、 第24条第9項	特措法第24条第9項

令和3年8月5日  
福島県コロナウイルス感染症対策本部

# 県民の皆様へのお願い

## 内 容

○夜8時以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。  
【いわき市】  
(特措法第31条の6第2項に基づく要請)

○感染リスクの高い行動は控えてください。

- ・不要不急の外出は自粛してください。
- ・外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控えてください。
- ・都道府県をまたぐ旅行・帰省等は、原則、中止・延期してください。
- ・路上や公園等での屋外での集団の飲食・飲酒は控えてください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

○基本的な感染対策を徹底してください。

- ・3つの密を徹底的に避けてください。
- ・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。
- ・会食等は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人と行ってください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

# 飲食店等の皆様へのお願い

## 内 容

○営業時間を短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)してください。

○酒類の提供の自粛(終日)をしてください。

○カラオケ設備の利用の自粛(終日)をしてください。※飲食を主な業としている店舗

○特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業所の消毒
- ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(退場も含む)
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保

◆業種別ガイドラインを遵守する(法第24条第9項)

【対 象】食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗

【営業時間の短縮に応じていただいた場合】協力金を支給(1日当たり3万円~(売上高に応じて))

■相談窓口 いわき地区協力金コールセンター 電話024-521-8562(受付時間9時~17時)

◇まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金については <https://ichijishienkin.go.jp/>

○営業時間の短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)をしてください。

(酒類の提供は、午前11時~午後7時)

○店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。(業種別ガイドラインの遵守)

【対 象】食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗のうち以下の店舗

- ・接待を伴う飲食店
- ・酒類を提供する飲食店

【営業時間の短縮に応じていただいた場合】協力金を支給(1日当たり2.5万円~(売上高に応じて))

■相談窓口 協力金コールセンター 電話024-521-8575(受付時間9時30分~17時30分)

全地域 上記以外で本措置により影響を受けた中小法人等に一時金を支給します。

■相談窓口 一時金コールセンター 電話024-521-8572(受付時間9時30分~17時30分)

いわき市  
(重点区域)

・  
その他  
地域

(特措法第31  
条の6第1項、  
第24条第9  
項に基づく要  
請)

その他  
の地域

(特措法第  
24条第9  
項に基づく  
要請)

全地域